

勤労学生の場合の減免制度

A 制度概要

勤労学生で、一定の要件を満たす場合には、申請により市民税・県民税を減免されることがあります。

※以下、申請日の属する年を「当年」、その前の年を「前年」とします。

1 減免を受けられる方（以下の全ての要件を満たす方）

- ① 申請日時点で学生・生徒である方
- ② 前年中の合計所得金額が300万円以下である方
- ③ 当年中の所得状況及び合計所得金額見込額が勤労学生控除対象（自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得（以下「給与所得等」という）を有するもののうち、合計所得金額が75万円以下であり、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額が10万円以下）の範囲内である方
- ④ 申請者を除く世帯全員の当年中の合計所得金額見込額が本市の市民税・県民税の非課税基準額以下である方

【本市の非課税基準額】

	合計所得金額
障害者・未成年者・ひとり親・寡婦に該当する方	135万円以下
扶養親族がいない方	45万円以下
扶養親族がいる方	35万円×（扶養親族数＋1）＋31万円以下

※ここでの「扶養親族」とは、同一生計配偶者、16歳未満の扶養親族及び控除対象扶養親族を指します。

2 減免される金額

申請日以降に納期限（普通徴収分）または給与・公的年金の支給日（特別徴収分）が到来する税額（均等割及び所得割）について、全額減免します。また、原則、森林環境税の免除も併せて適用されます。

B 申請手続き

以下の必要書類を「D 申請先・お問合せ先」へ持参してください。

※減免申請書および所得見込額等申告書は、「D 申請先・お問合せ先」に用意してあります。また、本市ホームページからダウンロードすることもできます。

【必要書類】

- ① 市民税・県民税減免申請書兼森林環境税免除申請書（減免申請書）
- ② 所得見込額等申告書
- ③ 申請者を含む世帯全員分の当年中の合計所得金額見込額が分かるもの
例) 給与明細書、給与支払者の給与支払予定額証明書、収支内訳書
- ④ 申請日時点で学生・生徒であることが分かる書類
例) 学生証の写し

※申請内容により、上記の他に書類が必要となることがあります。

C その他

本減免制度の適用を受けた方を含む世帯全員の当年中の合計所得金額の確定後、各事由の「1 減免を受けられる方」に掲げる要件を満たしていないことが判明した場合には、減免を取り消し、改めて納税通知書を送付する場合があります。

D 申請先・お問合せ先

お住まいの区	担当課	電話番号	F A X 番号
大宮区	北部市税事務所 個人課税課 (大宮区吉敷町 1-124-1 大宮区役所 5 階)	048-646-3102	048-646-3164
西区・見沼区		048-646-3103	
北区・岩槻区		048-646-3104	
浦和区	南部市税事務所 個人課税課 (浦和区常盤 6-4-21 ときわ会館 2 階)	048-829-1386	048-829-6236
中央区・緑区		048-829-1387	
桜区・南区		048-829-1389	